

令和2年度第1回広島県最低賃金専門部会 議事録

日時

令和2年8月3日(月) 14:30～15:20

場所

広島合同庁舎2号館6階 第7号会議室

出席者

【公益代表委員】

酒井部会長、三井部会長代理、岡田委員

【労働者代表委員】

国友委員、角委員、橋本委員

【使用者代表委員】

池久保委員、石井委員、中野委員

【事務局】

巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官
小松専門監督官、福丸専門監督官

議題

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川賃金室長補佐

それでは広島地方最低賃金審議会専門部会を只今より開催致します。本日は第1回目ですので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、私吉川が司会進行を務めさせて頂きます。よろしくお願い致します。続きまして、専門部会委員の選任についてご報告致します。同委員の選任につきましては、推薦公示の手続きを経て、7月21日付けで任命をさせて頂きました。なお、専門部会委員のご紹介につきましては、お手元の資料 1 広島県最低賃金専門部会委員名簿をご覧頂くことで代えさせて頂きたく存じます。また、本日の専門部会委員の出席状況ですけれども、公益代表委員3名、労働者代表委員3名中3名、使用者代表委員3名中3名、合計9名の委員にご出席頂いており、最低賃金審議会令第6条第6項に定める要件を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。また、本専門部会の公開につきましては、広島地方最低賃金審議会会議公開要綱により、去る7月20日から同月27日までの間、公開の公示を致しましたところ、傍聴希望者が8名いらっしゃいました。本日その中で5名の方が専門部会を傍聴されておりますので、ご報告を致します。なお、傍聴される方は、事前にご説明しております遵守事項に従って頂きま

すよう、お願いします。また、本会議は原則公開としておりますけれども、「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程により、個人情報保護に支障がある場合、個人もしくは団体等の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるとき、率直な意見交換が損なわれる恐れがある場合は、部会長判断により会議が非公開とされる場合がございますことを予めご了承頂きますようお願いいたします。それでは開会に当たりまして、労働基準部長の巻幟よりご挨拶を申し上げます。

○巻幟労働基準部長

労働基準部長の巻幟でございます。広島地方最低賃金審議会専門部会委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日より、広島県最低賃金の改正決定についての審議をして頂く訳でございますが、本年は中央の目安答申も異例のこととなっておりますし、また、賃金、経済等の各種データにつきましても資料としてご用意しておりますが、様々な観点から総合的なご判断により円滑な審議を頂ければ、事務局として幸いに存じます。大変、タイトな日程となっており、重ねて恐縮に存じますが、例年、このようなスピード感で行わせて頂いているところでございまして、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

それでは続きまして、議事(1)の部会長、部会長代理の選出に移らせて頂きます。賃金室長の狭間よりご報告を申し上げます。

○狭間賃金室長

本専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用される同法第 24 条の規定に基づき、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、また、部会長に事故があるときは、あらかじめ選挙された者が部会長の職務を代理することとされております。7月3日開催の公益代表委員会において、部会長候補として酒井委員、部会長代理候補として三井委員が推挙されておりますので、ご報告申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ただ今、狭間よりご報告申し上げましたとおり、部会長候補に酒井委員、部会長代理候補に三井委員が推挙されておられますが、委員の皆様にご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○吉川賃金室長補佐

本専門部会の部会長に酒井委員、部会長代理に三井委員ということで各委員のご承認を頂きました。部会長・部会長代理席をご用意致しますのでしばらくお待ち下さい。

○吉川賃金室長補佐

それでは、酒井部会長、よろしくお願い申し上げます。

○酒井部会長

皆さん、こんにちは。只今、部会長を拝命致しました酒井でございます。この専門部会におきまして、労使双方とも十分な議論をして頂き、また、円滑に審議が行われますことをお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。それでは、議事(2)「広島県最低賃金の改正決定について」の審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○狭間賃金室長

それでは、改めまして7月22日に開催された第57回中央最低賃金審議会におきまして、令和2年度地域別最低賃金額改定目安についての答申が示されましたので、その内容についてご報告申し上げます。概要については、先ほどご説明致しましたが、目安小委員会において、公益見解を取りまとめるに当たっては、資料12の3、ページ数でいきますと171ページをご覧頂けますでしょうか、こちらに公益委員見解をお付けしております。項目の2の中に、今年度の公益委員見解を取り纏めるにあたっては、とございますが、ここから読み上げたいと思います。

感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、

賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったとのことであり、目安小委員会の公益委員と

しては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望するとの記載もあるところです。続きまして、本日、資料をお付けしておりますが、賃金基礎調査、実態調査についてのご説明を小松専門官より申し上げます。

○小松専門監督官

私からは、本年の6月に実施致しました最低賃金に関する実態調査の内、最低賃金に関する基礎調査の結果概要につきましてご説明させていただきます。お手元の令和2年度第1回広島県最低賃金専門部会の資料 2の令和2年最低賃金に関する実態調査の概要通し番号2ページからをご覧ください。この調査は、広島県内の雇用労働者数が100人未満の規模の製造業、卸小売業、宿泊飲食サービス業、生活関連サービス業、医療業、福祉及びサービス業などの事業所で雇用されている労働者の賃金実態を把握して広島県の地域別最低賃金及び特定産業別最低賃金の改定のための基礎資料を得ることを目的として令和2年6月分の賃金の実態について調査を行ったものでございます。次に通し番号の7ページをご覧ください。これは地域別最低賃金の対象産業における事業所規模別の未満率と未満労働者の数の一覧でございます。次に通し番号の8ページ、同じく地域別最低賃金の対象産業にかかる事業所規模別の中位数と時間当たりの平均賃金額の一覧でございます。次の通し番号9ページは業所規模別の賃金分位数の推移の一覧でございます。次の通し番号10ページから11ページまでのグラフは、この賃金分位数の推移をグラフ化したものでございます。次に通し番号12ページから14ページまでのグラフでございますけれども、今年度の賃金額の分布状況につきまして、全労働者、一般労働者、パート労働者の別にグラフ化したものでございます。次の通し番号15ページから16ページまでの表は、全国、広島県が含まれますBランク及び広島県の地域別最低賃金並びに夫々の未満率、影響率の推移を表したものでございます。次の通し番号17ページは、現行の広島県最低賃金額であります871円から1円ずつ引上げていった場合の影響率がどうなるかということを試算した試算表でございます。最後に通し番号の18ページは、平成元年度から令和元年度までの広島県最低賃金額の推移の一覧でございます。詳しいことにつきましては、また、後ほどお目通し頂きたいと思っております。私からは以上でございます。

○酒井部会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明について、何か御質問はありませんでしょうか。

(質問なし)

○酒井部会長

それでは、特に質問がないようですので、続きまして労使双方からの意見表明をお願いしたいと思います。その前に労使双方の委員の間でご発言の準備のお時間をお取りしたほうがよろしいでしょうか。

○中野委員
私共は結構です。

○酒井部会長
はい。

○橋本委員
はい。

○酒井部会長
よろしいですか。

○橋本委員
はい。

○酒井部会長
はい、それでは、特に時間は必要ないということでございますので、引き続き、意見表明をお願いしたいと思います。それでは、最初に労側から意見を頂いてもよろしいでしょうか。

○橋本委員
はい。では、よろしくお願い致します。本年度の改定ということで考え方ということについて説明したいと思います。2020年度、今、現状はですねコロナ禍ということも多く、生活者、労働者は生活を続けて行く上で安心して働き続けることが、普通に暮らしていた社会の中で生活が大きく変わり続けているということは、いうとおりでございます。日々の暮らしや雇用、そして未来に向けた不安だけが大きくなっている。また、多くの企業や店舗においてもコロナウイルスを拡大させないために自粛や行動の規制等で収益が低下している。テレワークなどで出勤規制、原材料や部品の調達困難による製品の製造の大幅な低減などにより経営においても厳しい状況にあるということで認識しております。今まで誰も経験したことがない、先行きが分からないことが多い中で、医療崩壊を決して起こすことがないようにコロナウイルスによる感染のまず抑え込みということが必要ではないか、と最近思うところでございます。消費者の購買意欲、製造、製品量を戻していくという需要と供給、生産と消費のバランスを高めていくということが順番かなというふうには認識している訳でございます。その中で、本年度の広島県の最低賃金についての考え方ということで5点ほどの点と、最後、思っている事について述べさせて頂きたいと思っております。

1点目は県の最低賃金ということで県内で働いてもらう上での最も大切な決め事であると、こういった中でございます。そこはまず認識して、そのどれ位働くかによって自らの人生設計を描くことができる、謂わば生活の基盤になるものと思っております。

ころでございます。そのうちに県外に対しても広島県での労働に対する価値、対価と
いうことを表しているものであって、優秀な人材の確保と県外への雇用の流出を防ぐ、
また、県外から広島の方へ行く目的になる。未来を見据えて。最低賃金、そういった
ものも含めて取組む必要があるのではないかと、ということをもまず1点目考えていると
いうことでございます。2点目は県内社会においてということでございますが、生活
を営む労働者にとって賃金を改定することは、春季生活闘争の結果からも見られるよ
うに、労使が現実の事として真摯な行動が労使間の中で行われている。多くの企業で
は、毎年、その評価や成果が生かされて賃金に関して引上げが行われているというこ
とでございます。また、その賃上げから新しい生産性向上も含めて新しい成果も生ま
れていることも事実である。よって、この流れは労使関係のある所だけではなくてで
すね、労使関係のない労働者にも止めることなく波及させるべき、ということは一様に
思っています。これが2点目でございます。3点目、このコロナ禍ということござ
いいますが、生活不安や雇用不安を大きく抱える中で、県最低賃金の改定は社会の安定
へのメッセージとなると3つ目に考えております。4点目は、経済を再生させていく
過程において、雇用の維持、創出と同時に賃金、労働条件を引上げることで生活レ
ベルを維持し、消費を喚起していくことが大切であります。ここ数年、政労使の認識を
一致させてデフレ脱却を図っていった考え方、ここについては、この流れは維持して
止めてはならない、いうふうには考えていることでございます。5点目であります。
発効日についてということでございます。こちらの方については最低賃金近くで働い
ている労働者の生活、今、当然苦しい状況である、ということで日にち第一では無い
ですが、審議会、専門部会の論議を通じて、出来るだけ早く発効できるようにという
ことで進めて行きたい、いう考えであります。それと毎年申上げる通り、全国、安定
的に1,000円を目指すということを昨年閣議決定しておりまして、本年もまずこの政
府の方針を追うということで、ですがということになっていると思います。ここの部
分については、気を緩めてしまえばトーンダウンをすることもあるかなと思いますの
で、ここは課題を持ちつつ進めて行きたいということをも1点付け加えさせて頂いて考
え方について示させて頂きたいと思っております。以上です。

○酒井部会長

はい。ありがとうございました。只今、労側から意見表明がございました。労側か
らは5つの観点からお話を頂いて、皆さんお聞きになった通りですが、県内で働いて
いる方々の将来の人生設計の基本であるということ、また、優秀な人材の確保もある
ということ、それから2番目として労働者にとって賃金改定というのは成果によって
決められているものだけれども、それをここで止めてはいけないということ、それか
ら3番目として生活不安や雇用不安をなくして安定をさせて行きたい。4番目として
経済安定のためにも消費を喚起して行くために賃金を上げて欲しい。5番目として発
効日については、出来るだけ早く発効したいということと、プラス今まで目指して意
見をされていた加重平均1,000円というのは根底のところとして目指すものと思っ
ているということによろしいでしょうか。

それでは、今、そのような意見で頂きましたけれども、次に使側からの意見を頂きたいと思います。お願い致します。

○中野委員

はい。使側の状況と考え方について一言発言させて頂ければと思います。今、新型コロナの関係、広島県も含めまして全国、非常に経済的には今までに経験した事が無いような状況であると。危機的な状況にある、ということは誰もが認められていることだと思っています。また、各団体が調査をしています業況判断に致しましても、皆低下していますし、急速に悪化しているという結論が出ております。経営者の方は雇用の維持を第一に考えていまして、事業継続に日常必死になっておりまして、雇調金だとか持続化給付金の申請をされていたりということで、各種の助成を通じて、辛うじて持ち堪えているというような状況だというように聞いています。また、一部の企業に聞いたところによりますと、もう第二波が来ている、全くこの先も予断を許さない状況だということで、今現在でもギリギリの状況で企業経営をしているのにこれ以上賃金が上がったらしらどうしようもない、これ以上上がれば事業継続はもう無理だと言われています。今回、先程来ご説明がありましたように中賃の目安委員会の公益の見解、皆様ご存じのように、お聞きになられた通りでございまして、現行水準を維持する、ということでございます。今まで中賃目安審議会の公益、地方の状況とか全然ご存じなくて目安を出されていたと思っていまして、今回、やっと少しは常識的な判断が出来たものだな、と思っています。私共と致しましては、今回の部分につきましては、この公益の見解、そのものと思っています。以上です。

○酒井部会長

はい。ありがとうございます。使側の方からは、このコロナウイルスの影響が今まで経験した事の無いような大きなものであり、また、各数値や景況状況も皆様ご存じのようにかなり厳しいものであるということ、それから雇用維持を中心として、今、考えておられる経営者が多く、そのために雇用調整助成金であるとか持続化給付金等々の給付金などで繋いでいて、ギリギリの経営を続けておられる経営者も多いということでございます。これ以上賃金が上昇すると経営そのものを圧迫して、それぞれ雇用すら維持出来ないものになるのではないかと考える、というものでございました。

最後に中賃の今回の公益見解そのものが、また、使側の意見そのものであるというような意見でございました。よろしいでしょうか。そのように。

はい、只今、使側から、また、労側からの意見を頂きました。簡単に私共が趣旨を要約させて頂きましたが、双方夫々にお考えがあると思いますけれども、使側の意見を聞かれて労側、また、労側の意見を聞かれて使側、何かこの場でお話をされることはありますでしょうか。

(発言なし)

○酒井部会長

よろしいですか。それでは、この場ではお互いに対する意見については無いということでもあります。労側及び使側双方にお伺い致しますけれど、本日、具体的な金額提示の案等はお持ちでしょうか。今、使側は。

○中野委員

その通りです。

○酒井部会長

はい。実質的に金額提示を頂いたようなものでございますが、労側は金額提示の案はお持ちでしょうか。

○橋本委員

まだ、考えるところがありますので。

○酒井部会長

そうですね。それでは金額提示が無いということでしたら、この場で、今、先程もご意見が無いということでしたけれども、これ以上、この場で審議を進めるといってもありませんが、このまま折角お集まり頂いた貴重な時間でございますので、個別に少し公益とお話をさせて頂く時間を若干取らせて頂けたらと思っておりますが、如何ですか。

○中野委員

私共は別に。

○酒井部会長

先程、仰ったので。労側、どうですか。

○橋本委員

機会を頂けるのであれば。

○酒井部会長

分かりました。それでは少し個別にしたいと思っておりますので、ここからは別室に分かれてお話をさせて頂くことにしたいと思っております。それではこれよりは、具体的な金額審議に入ることとなりますので、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがございますので、また、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、これからは非公開と致します。傍聴人の方々はご退室願います。

(傍聴人退室)

【以下非公開】